

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 清流福社会

社会福祉法人清流福祉会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流福祉会の役員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

2 報酬及び費用弁償は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会、評議員会並びに評議員選任・解任委員会等の会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合についても、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会等の会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成1年6月18日より施行し、平成31年4月1日から適用する。
社会福祉法人 清流福社会 役員・評議員報酬規程は、廃棄する。

別表 1 役員等報酬（日額）

名 称	報 酬
理事の出席報酬等	3, 0 0 0円
監事の出席報酬等	3, 0 0 0円
評議員の出席報酬等	3, 0 0 0円
評議員選任・解任委員会委員の出席報酬等	3, 0 0 0円

別表 2 旅費等（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他必要な経費
実 費	1 5, 0 0 0円	3, 0 0 0円	実 費